

保育所等における職員配置基準の見直し並びに保育現場及び放課後
児童クラブに勤務する職員の処遇改善を求める意見書

令和5年12月22日に閣議決定されたこども未来戦略では、全ての子供・子育て世帯を対象とする支援の拡充として、保育所等の職員配置基準について、4・5歳児は令和6年度から30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける、また、これと併せて最低基準の改正を行うとされ、1歳児は令和7年度以降、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進めるとされた。また、保育士等の処遇改善については、令和5年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間給与動向等を踏まえたさらなる処遇改善を進めるとされた。さらに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、常勤職員配置の改善などを図るとされた。

保育所等における4・5歳児の職員配置基準の改善は、76年ぶりに実施されるもので評価したい。一方で、昨今の幼児教育・保育の現場での子供をめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱える現状を踏まえると、さらなる手厚い体制の整備が求められている。特に、1歳児の改善は令和7年度以降としており、一人一人の個性や発達に合わせた保育のためにも、2歳児を含めた低年齢児について早期の改善が必要である。

また、保育士等の処遇は、これまでの国の取組により改善されてはいるものの、いまだ十分とはいえず、同じ保育現場で働く調理員や事務職員等の処遇も含めて抜本的な改善が必要である。加えて、放課後児童クラブ職員の処遇も、質の向上や人材確保のためにさらなる改善が求められており、保育所等と同様の地域区分の創設などによる改善が必要である。

そこで、国におかれては、1歳児及び2歳児の最低基準の引上げによる職員配置基準の見直し、保育現場に勤務する職員のさらなる処遇改善の実現、そして、放課後児童クラブ職員の地域による人件費等の格差を踏まえ、地域の実態に合わせた適切な財政措置が講じられるよう強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策）

宛て

横浜市会議長
瀬之間 康 浩